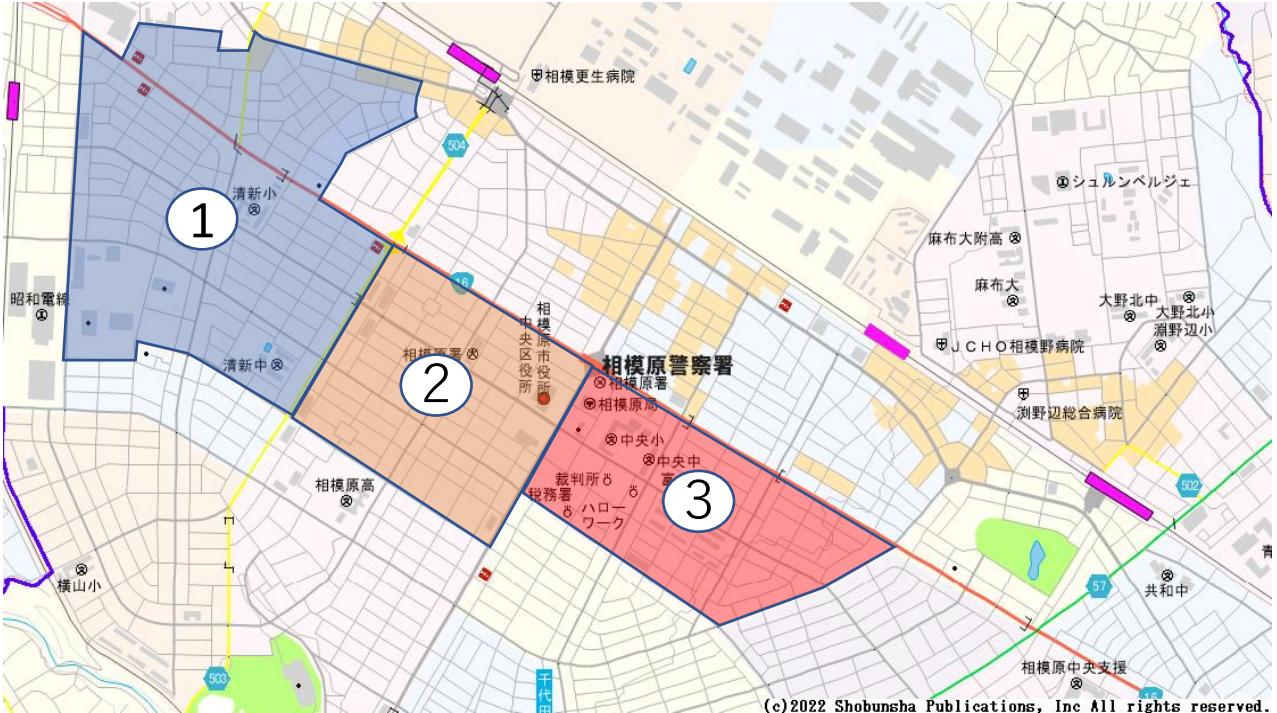


# 令和4年自転車指導啓発重点地区・路線 【相模原警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## ① 清新地区

### 【選定理由】

- ・ 駅への通勤・通学等での自転車利用者が多く、歩道通行や一時不停止も多い。
- ・ 国道16号から氷川神社にかけて多発傾向。（令和3年中4件）

## ② 中央地区

### 【選定理由】

- ・ 通勤・通学及び買い物等での自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多い。
- ・ 国道16号から中央5丁目交差点にかけて多発傾向。（令和3年中6件）

## ③ 富士見地区

### 【選定理由】

- ・ 通勤・通学等及び買い物等での自転車利用者が多く、歩道通行や一時不停止も多い。
- ・ 市役所前交差点から富士見3丁目交差点にかけて多発傾向。（令和3年中7件）

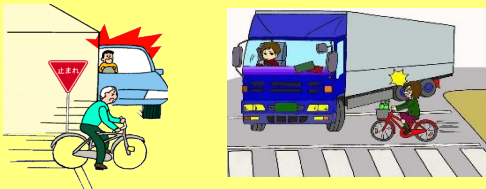
## ①～③の地区で

よく見られる自転車利用者の違反形態

○ 指定場所一時不停止

○ 並進しながらの走行

○ 通行区分違反（右側通行）



## ★自転車の基本的な通行ルール★

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

- 5 ヘルメットを着用